



遠鉄スポーツクラブエスポ・スクール生会則、細則

1.遠鉄スポーツクラブエスポ・スクール生会則

第一章 総則

第1条 [名称・所在地]

本クラブは、遠鉄スポーツクラブエスポと称し、所在地を静岡県浜松市中央区助信町51番地の5に置きます。

第2条 [運営・管理]

本クラブの施設は、遠州鉄道株式会社が所有し、その運営・管理にあたります。

第3条 [目的]

本クラブは、教育的配慮のもとに専任指導者による一貫した指導を行ない、スクール会員の社会体育に対する正しい理解と関心を深め、あわせて健全な心身を育成するとともに、スポーツの振興を図り地域社会に寄与することを目的とします。

第二章 会員資格

第4条 [入会条件]

特別に個別指導を必要とすることがなく、集団活動の中においてエスポスクールを行なうことに適した健康状態で各コース別に定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同した方とします。

第5条 [会員の種別]

本クラブの会員の種別は、スクール会員としてスイミングスクール・空手・バレエ・キッズヒップホップ・スポーツスクール・チアダンスとします。

第6条 [入会手続き]

本クラブに入会を希望される方は、所定の入会申し込み手続きを行ない、本クラブの承認を得るものとします。

第三章 会員の権利・義務

第7条 [入会・月会費等]

本クラブに入会する場合、入会金及び月会費等をコース別に納入するものとします。

第8条 [会費等の不返金]

入会手続き等で納入された入会金・登録料・月会費等は原則として返金しません。

第9条 [休会・退会]

1. 休会（引き続き1ヶ月以上、3ヶ月以内）する場合はWebにて、退会する場合は、フロントにて退会届用紙に必要事項を記入ください。いずれも前月20日まで。
2. 休会費は月額1,100円で自動振替とします。

3. 会員に伝染病疾患・眼病・内臓等に支障が発生した場合、その他レッスンを行なうことが不適当と本クラブで判断した場合には、休会および退会となる場合があります。
4. 次の各項のいずれかに該当する場合は、退会となります。
 - (1) 無届けにより会費等を3ヵ月以上滞納したとき。
 - (2) 再三にわたり会費等の滞納が生じたとき。
 - (3) 会則に違反したとき。
 - (4) スクール会員またはその家族・その他の関係者の行動が、スクール会員自身・他のスクール会員や利用者・事業所または事業者の従業員の心身・生命・財産・信用・権利等に危害を及ぼす恐れがある場合。
 - (5) スクール会員またはその家族・その他の関係者の行動及び要望等が、事業者との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、事業者が適切なサービスの提供をできないと判断したとき。
 - (6) スクール会員またはその家族・その他の関係者が、他のスクール会員や利用者あるいは事業者の従業員に対して会員資格を継続し難いほどの背信行為（他の会員や利用者・従業員に対する故意による暴言・暴力行為並びにセクハラ行為等）を行ったとき。
 - (7) 会員として名誉を傷つけたり、秩序を乱したとき。
 - (8) その他本クラブの会員として不適当と認められたとき。

第10条〔会員のモラル〕

会員は次の事項を守られなければなりません。

- (1) 館内では職員の指示に従い、ルールをよく守ること。
- (2) 秩序を守り、本クラブの目的に添うよう努力すること。
- (3) 各種大会に出場する会員は、「遠鉄スポーツクラブ」の所属で出場すること。ただし、特別な事情がある場合には、あらかじめその旨を本クラブに申し出て承認をうけること。

第11条〔施設の閉鎖および利用限度〕

本クラブは、次の場合施設の全部もしくは一部を閉鎖し、または施設の利用制限を行うことができます。

- (1) 天候・災害その他により開館が不可能と認められたとき。
- (2) 施設の変更・改造・補修・点検等を行なうとき。
- (3) 本クラブの主催または共催する競技会・特別行事・講習会等を開催するとき。
- (4) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等によるとき。
- (5) 運営上必要と認めたとき。

第 12 条〔施設利用〕

会員は本クラブの施設の利用に際し、別に定める規定に従うものとします。会員は本クラブの許可なく本クラブ内での商業行為、政治的・宗教的活動、またはこれに類する行為等は禁止します。

第 13 条〔施設内での事故〕

施設内で発生した事故に対して傷害を受けた場合、本クラブは応急処置を行いますが、その事故が本クラブの故意または過失に起因しない場合は、その損害賠償責任を負わないものとします。

第 14 条〔施設内での盗難等〕

施設内での盗難および紛失を防止するため、本クラブへの貴重品の持ち込みは禁止します。盗難および紛失に対して本クラブはその損害賠償責任を負いません。

第 15 条〔個人会員〕

本クラブは、個人会員に設定することができるものとします。個人会員の会則および細則は別途定めるものとします。

第 16 条〔諸会費・諸料金の変更〕

本クラブの諸会費・諸料金は、社会経済情勢の変動、その他の事情により変更することができるものとします。

第 17 条〔その他〕

本会則に定めのない事項について、別途定めるものとします。

第 18 条

本会則の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

遠鉄スポーツクラブ・スクール生細則

第 1 項 〔スクール生種別・入会金・月会費等〕

スクール生の種別・入会金・月会費等については別紙参照
休会費は月額 1,100 円にて口座引落としとします。

第 2 項 〔利用できる施設〕

スイミングスクール生は次の施設を利用することができます。
温水プール、サブプール、1 階シューズロッカー、1 階スクールロッカー、
体操室、シャワーコーナー
エスポスクール生（スイミングスクール生以外）は次の施設を利用することができます。
スタジオ、1 階シューズロッカー、1 階スクールロッカー

第3項〔施設利用の曜日・時間等〕

スクール生の施設利用は日曜日を除く各曜日とし、別に定めるスクール・レッスンの時間内とします。なお、都合により施設利用の曜日・時間に変更する場合があります。

その際には前もってその旨を通知または館内に掲示します。

第4項〔休館日〕

本クラブの休館日は随時 LINE 配信、ホームページ、館内に掲示いたします。

第5項〔変更事項〕

スクール生の住所・所在地または連絡先等、入会申込み時に記載した内容に変更があった場合には速やかに Web にて変更をしていただきます。